

1 食の安心・安全はみんなでつくる

市民が安心して食生活を送るためには、消費者、生産者・食品等事業者、行政が互いに連携・交流しながら、それぞれの責務と役割を果たすことが必要です。

消費者

の役割

生産者、食品事業者および行政との交流を通じて食の安心・安全に関する知識と理解を深め、積極的に意見を表明するよう務めます。

受かの受金

生産者 食品等事業者

の責務と役割

法令を守り、食品等の適切かつ自主的な衛生管理及び表示等の正確な情報提供や消費者との相互理解に努めます。

行政の責務と役割

市民に食の安心を提供し、生産から消費に至るまでの食の安全を確保するために施策を構築し、実施します。

2~4

2 アクションプランとは?

「静岡市食の安心・安全アクションプラン」は、「食の安全の確保」のために取り組む行動計画です。

行動計画に基づき、消費者、生産者・食品事業者、行政が連携・交流しながら、 食の安心・安全に関する施策を総合的に推進していきます。

このアクションプランの推進は、静岡市第3次総合計画に搭載し、安心・安全に暮らせる環境づくりを推進し、健康都市の実現を目指します。

3 計画期間

平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

4 進行管理

庁内組織である「静岡市食の安全対策推進連絡会」が、プランの進行管理 のとりまとめを行います。

計画期間中は、プラン掲載事業の進捗状況について、庁外組織である「食の安全・安心意見交換会」で審議、評価を行い、評価結果と市民からいただいた意見を反映させていきます。

また、評価結果については、ホームページ等を通じて市民に公表していきます。





5 推進体制

「庁内の推進体制」と「市民との情報・意見の交換」の2本の柱により、アクションプランを推進していきます。

「庁内の推進体制」としては、「静岡市食の安全対策推進連絡会」により、各施策の連絡調整を測るとともに、着実に目標を達成できるよう事業を実施していきます。

また、「市民との情報・意見交換」は生産者、食品等事業者、消費者、学識経験者、報道関係者等で構成する「食の安心・安全意見交換会」を開催し、各事業についての様々な意見や情報の交換を行い、事業の実施への反映を図っていきます。

静岡市食の安全対策推進事業の推進体制 庁内の推進体制 市民との情報・意見の交換 静岡市食の安全対策推進連絡会 食の安心・安全 意見交換会 〈メンバー〉 生活安心安全課、生涯学習推進課、 食の安心・安全ホームページ 環境保健研究所、こども園課、 「たべしずねっと」 健康づくり推進課、 保健所保健予防課、保健所生活衛生課、 広報紙等での 保健所食品衛生課、 情報提供、意見募集 中央卸売市場、農業政策課、 水產漁港課、教育総務課、 リスクコミュニケーション 学校給食課、中央図書館 各種講座、イベント 健康支援課 静岡県(しずおか 食の安全推進委員会) · 農林水産省関東農政局 安心の提供と食の安全の確保 静岡地域センター

6 アクションプランの体系

I 食の安心の提供のための施策

基本方針

基本的な取り組み事項

名

担当部署

の食 提供、 心 公開を推進します心・安全に関する情 でする情報

(1)生産・流通から消 費に至る食の安心・ 安全に関する情報 の収集に努め、提 供、公開を推進し ます

市内の食品衛生法違反措置状況に ついて報道関係者への情報提供や ホームページへの掲載

食品衛生課

②事業者、消費者に対し食品や飲食 危害に関する情報を提供

食品衛生課

③食品表示に関するパンフレットの配 布等、情報の提供(名称変更)

生活安心安全課

4特集コーナーを利用しての関連図 書の展示による知識の普及

中央図書館

⑤図書館における「食の安全」に関 する資料の収集・提供

中央図書館

⑥食の安心・安全ホームページ「た べしずねっと」の運営(名称変更)

食の安全対策推進連絡会事務局 健康づくり推進課 農業政策課

I - 2意見交換を推進します食の安心・安全に関す

ばする

(1)消費者・生産者・ 事業者の意見を施 策に反映させるよ う努めます

消費者グループや消費生活・計量 モニターによる意見交換会の実施 (名称変更)

生活安心安全課

⑧監視指導計画(案)の公表及び意 見の募集

食品衛生課

静岡市食の安心・安全意見交換会 の開催 (名称変更)

食の安全対策推進連絡会事務局

(2)リスクコミュニ ケーションを開催 し、食の安心・安 全について意見交 換を進めます

⑩生涯学習施設でのリスクコミュニ ケーションの開催

食の安全対策推進總会事務局 生涯学習推進課 生活衛生課

⑪市政出前講座「食べてもだいじょ うぶ?」の開催

食の安全対策推進連絡会事務局

12フレッシュマタニティ教室での食の 安全講座開催

食の安全対策推進連絡会事務局 健康支援課

基本方針

■ 進します 食品表示の適正化

を

推

基本的な取り組み事項

事 業 名

担当部署

- (1)食品表示の監視指
- ③食品販売店、製造業者へ立ち入り時の表示検査(名称変更)
- 静岡県、静岡市生活安心安全課等と食品表示の合同調査の実施(名
- 称変更) ⑤国、県等からの不審・疑問表示の 調査と広告の改善指導(名称変更)

食品衛生課

食品衛生課 生活安心安全課

食品衛生課 生活安心安全課 生活衛生課

(2)食品表示モニター を委嘱します

(1)食品の安心・安全

に関する知識の普 及に努めます

導を実施します

⑥食品表示モニターの委嘱

食の安全対策推進連絡会事務局

健康づくり推進課

健康づくり推進課

健康づくり推進課

こども園課

- ①食生活改善推進員による地区活動
- (8) こども園の食育研修(名称変更)
- ⊕関係機関・団体と連携した食育推進
- 20食育普及啓発事業
- ②食育応援団登録制度
- ②食の安全教室の開催
- 健康づくり推進課 食の安全対策推進連絡会事務局
- 食の全対策推連絡会事務局 学校給食課 環境保健研究所 生活衛生課

生活安心安全課

環境保健研究所

- ②食の安全に関する講座の開催(名 称変更)
- ④食品添加物や細菌などの検査に関 オス市民港麻の関係
- する市民講座の開催 講習会等による感染症の感染様式、
- 予防方法についての正しい知識の 普及
- 26食育活動の推進
- ②野外炊飯活動の推進(名称変更)
- ②食の安心・安全に関する講座の開催(新規)

保健予防課

- 教育総務課
- 教育総務課
- 生涯学習推進課
- -②地産地消を学ぶ講座の開催
- 30地産地消マップの紹介
- ③お茶の美味しい入れ方教室の開催
- ②農業体験教室の開催
- 33ふるさと農力チャレンジ事業
- 44用宗漁港まつりへの補助(名称変更)
- ⑤由比桜えびまつりへの補助(名称変更)
- ⑥清水お魚ふれあい事業への補助 (名称変更)
- ③ 産業フェア(水産ゾーン)の展示
- 38学校給食における地産地消の推進

生涯学習推進課

- 農業政策課
- 農業政策課
- 農業政策課
- 農業政策課水産漁港課
- 水産漁港課
- 水産漁港課
- 水産漁港課
- 学校給食課

→ 教育、啓発を推進します 4 食の安心・安全に関する

(2)生産者、食品等事業者、消費者等の交流活動を推進し、生産と消費が身近で「目に見える地産地消」の推進に努めます

Ⅱ食の安全の確保のための施策

| 11環境にやさしい農業 生産を推進します 1 学校給食の食材の安全確保 ②市内で調理、製造、加工した食品の製造業者等の監視指導の実施(名称変更) ①大規模食鳥処理場での検査 ②たども園の給食室巡回、指導(名称変更) ③大規模食鳥処理場での検査 ③たども園の給食室巡回、指導(名称変更) ③イベント等の指導(新規) 食品衛生課 全確製金・製の安全を確保 ②市内で調理、製造、加工した食品の製造業者等の監視指導の実施(名称変更) ②大規模食鳥処理場での検査 ②にども園の給食室巡回、指導(名称変更) ③イベント等の指導(新規) 食品衛生課 ②は、加工した食品の収去検査の実施(名称変更) ②は、大規模食鳥ののと、表達の、表達の、表達の、表達の、表達の、表達の収金を表が、表達の収金を表が、表達の、表述を表達を表達を表が、表述を表達を表が、表述を表述を表が、表述を表述を表が、表述を表述を表が、表述を表述を表が、表述を表述を表が、表述を表述を表が、表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表 | 基本方針 | 基本的な取り組み事項 | 事業名 | 担当部署 |
|---|-------|-----------------|---|-------------------|
| (2)食品の調理、製造、加工した食品の製造業者等の監視指導の実施(名称変更) (3)大規模食鳥処理場での検査 食品衛生課金食の安理、 (4)食品の検査を行います (4)食の場合を行います (5)自主衛生管理を進めます (6)食品の調理、製造、加工した食品の給食室巡回、指導(名称変更) 食品衛生課 (6)食品の収去検査の実施(名称変更) 食品衛生課 (6)食品等事業者に対する衛生講習会の開催 (6)食品等事業者に対する衛生講習会の開催 (5)自主衛生管理を進めます (5)自主衛生管理を進めます (6)食品の調理、製造、加工した食品の給食室巡回、指導(名称変更) 食品衛生課 (6)食品等事業者に対する衛生講習会の開催 (6)食品等事業者に対する衛生講習会の開催 (6)食品等事業者に対する衛生講習会の開催 (6)食品等事業者に対する衛生講習会の開催 (6)食品等事業者に対する衛生講習会の開催 (6)食品等事業者に対する衛生講習会の開催 (6)食品等事業者に対する衛生調音の発生課 | Г | | | |
| (4)食中毒の未然防止の周知・啓発を行います (4)食中毒の未然防止の周知・啓発を行います (4)食中毒の未然防止の周知・啓発を行います (5)自主衛生管理を進めます (5)自主衛生管理を進めます (5)自主衛生管理を進めます (5)自主衛生管理を進めます (5)自主衛生管理を進めます (6)食品衛生協会及び取得者からの相談と助言(名称変更) | け生 | 加工段階における監 | ④市内で調理、製造、加工した食品の製造業者等の監視指導の実施(名称変更)④大規模食鳥処理場での検査⑷こども園の給食室巡回、指導(名称変更) | 食品衛生課 食品衛生課 こども園課 |
| (5)自主衛生管理を進めます (5)自主衛生管理を進めます (5)自主衛生管理を進めます (5)自主衛生管理を進めます (5)自主衛生管理を進めます (5)自主衛生管理を進めます (6)食品等事業者に対する衛生講習会の 食品衛生課 (名称変更) | し段ますに | ます (4)食中毒の未然防止 | 食品の収去検査の実施(名称変更) (のこども園、保育園給食衛生研修会の開催(名称変更) | こども園課 |
| 盟事業者との連携 | | います (5)自主衛生管理を進 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 食品衛生課 |



基本方針 基本的な取り組み事項 担当部署 事 業 名 (1)食品の流通、販売 デパート、スーパーマーケット、流 段階における監視 通センター等食品販売施設の監視 食品衛生課 指導を行います 指導の実施 (名称変更) II - 2安全確保を強化します流通、販売段階における食の 輸入食品や広域流通食品等の収去・ 食品衛生課 買い上げ検査の実施(名称変更) 食品の放射性物質検査の実施(名 (2)食品の検査を行い 食品衛生課 称変更) ます 55いわゆる健康食品の買上げ検査の 生活衛生課 実施 (3)中央卸売市場にお 卸売市場品質管理高度化マニュア ける食品の安全管 中央卸売市場 ルの推進 理を進めます II - 3図調り査 ます検 食品衛生検査施設の業務管理要領 検査技術の充実を (1)食品の安全性確保 環境保健研究所 (GLP) に則った検査の実施 対策の基礎となる 調査、検査技術の 適切な項目の検討や食の安全を確 環境保健研究所 充実を図ります 認する調査の実施 II-4危機管理体制を充実させ 飲食に起因する新たな危害が発生 環境保健研究所 した場合、詳細で正確なデータの (1)危機が発生した場 合の被害拡大防止 食品に関する感染症発生時の拡大 及び再発防止に努 保健予防課 めます 市民からの食品衛生に関する苦情・ 食品衛生課 相談の対応



7 静岡市食の安心・安全 アクションプラン 平成 27 年度 ~平成 29 年度 取り組み事業

【プランの見方】

プランの柱

事業の概要

I 食の安心の提供のための施策

基本方針

Ⅱ-1 食の安心・安全に関する情報の提供、公開を推進します

基本的な取り組み項目

(1) 生産・流通から消費に至る食の安心・安全に関する情報の収集に努め、 提供、公開を推進します 具体的な事業 担当部署

① 市内の食品衛生法違反措置状況について報道関係者への情報提供やホームへ ージへの掲載 【食品衛生課】

市内の食中毒や違反措置状況をホームページに掲載することにより、市民に注意喚起をします。

参考資料に用語の解説あり(P29~P30)

| _ | | | | | | | |
|---|-----------|---|-------------------------|-------------|---------|---------|-------|
| | 事業 No. | 事業名 | 目 標 値 (H26 年度) | 平 成 27年度 | 平 成28年度 | 平 成29年度 | 担当部署 |
| | 1 | 市内の <u>食品衛生法</u> 違反措置状況 について報道関係者への情報提 供やホームページへの掲載 | 事件発生時、情報の更新 を3日以内に行う | | 継続 | | 食品衛生課 |
| | 2 | 事業者、消費者に対し食品や飲 食危害に関する情報を提供 | 事件発生時、速やかに行う | | 継続 | | 食品衛生課 |

※食の安心・安全ホームページ「たべしずねっと」では、新プランにおける目標値設定の根拠や、前プランから削除された事業についての情報も公開しています。また、プラン策定にあたり実施された「食の安心・安全意見交換会」の内容もご覧いただけます。





I 食の安心の提供のための施策

Ⅱ - 1 食の安心・安全に関する情報の提供、公開を推進します

- (1) 生産・流通から消費に至る食の安心・安全に関する情報の収集に努め、 提供、公開を推進します
 - ① 市内の<u>食品衛生法</u>違反措置状況について報道関係者への情報提供やホームページへの掲載 【食品衛生課】

市内の食中毒や違反措置状況をホームページに掲載することにより、市民に注意喚起をします。

- ② 事業者、消費者に対し食品や飲食危害に関する情報を提供 【食品衛生課】 食品事業者に対しては、主に食品衛生協会を通じて、消費者に対しては各種メディアやホームページ、パンフレットを通じて情報を提供し、広い啓発広報を行います。
- ③ 食品表示に関するパンフレットの配布等、情報の提供(名称変更)

【生活安心安全課】

- ・消費者グループ、<u>消費生活・計量モニター</u>等へ食品表示に関するパンフレットを配布します。
- ・食品表示に関する資料や新聞記事を収集・整理します。
- ・食の安全に関する新聞記事の収集・整理します。
- ④ 特集コーナーを利用しての関連図書の展示による知識の普及 【中央図書館】 関連図書の展示を行い、「食の安全」に関する知識を身につけてもらいます。
- ⑤ 図書館における「食の安全」に関する資料の収集・提供 【中央図書館】 「食の安全」関連図書を収集し、提供します。
- ⑥ 食の安心・安全ホームページ「たべしずねっと」の運営(名称変更)

【食の安全対策推進連絡会事務局】

【健康づくり推進課】

【農業政策課】

消費者を対象に、静岡市の食の安全や食育、<u>地産地消</u>に関する情報を発信するウェブサイト「たべしずねっと」を管理・運営します。また、食の安全や食品表示の情報、「たべしずねっと」の新着情報などを掲載したメールマガジンを発行します。



Ⅱ-2 食の安心・安全に関する意見交換を推進します

- (1) 消費者・生産者・事業者の意見を施策に反映させるよう努めます
 - ⑦ 消費者グループや<u>消費生活・計量モニター</u>※ による意見交換会の実施(名称変更)※ 【生活安心安全課】消費者グループと消費生活・計量モニターによる意見交換会を実施します。
 - ⑧ <u>監視指導計画</u>(案)の公表及び意見の募集 毎年度、食品の<u>監視指導計画</u>作成時に、ホームページなどで案を公表し、市民からの意見を募集します。
 - ⑨ 静岡市食の安心・安全意見交換会の開催(名称変更)

【食の安全対策推進連絡会事務局】

「静岡市食の安心・安全アクションプラン」について、生産者、消費者、学識経験者等で構成された「食の安心・安全意見交換会委員」からご意見をいただき、プランの策定や進行管理の参考とします。一般の方からの意見も募集します。

- (2) リスクコミュニケーションを開催し、食の安心・安全について意見交換を進めます
 - ⑩ 生涯学習施設でのリスクコミュニケーションの開催

【食の安全対策推進連絡会事務局】

【生涯学習推進課】

【生活衛生課】

生涯学習施設と連携して、市民に食の安全への理解を深めてもらい、意見交換を行う ためのリスクコミュニケーションを実施します。

⑪ 市政出前講座「食べてもだいじょうぶ?」の開催

【食の安全対策推進連絡会事務局】

市民団体からの依頼で講座を開催し、食品の安全性について、市民が不安に感じていること、誤解の多いことを中心に「本当に気をつけることは何か」を解説します。

② フレッシュマタニティ教室での食の安全講座開催

【食の安全対策推進連絡会事務局】

【健康支援課】

健康支援課と連携して、保健福祉センターで開催される妊婦教室の中で、栄養指導と合わせて食品の安全性に関する時間を設け、リスクコミュニケーションを行います。



Ⅰ-3 食品表示の適正化を推進します

(1) 食品表示の監視指導を実施します

- ③ **食品販売店、製造業者へ立ち入り時の表示検査(名称変更)** 【食品衛生課】 食品販売店、製造業者への立入時に表示のチェックを行い、食品表示の適正化を推進 します。
- ・静岡県、静岡市生活安心安全課等と食品表示の合同調査の実施(名称変更) 【食品衛生課】【生活安心安全課】

食品表示において、生活安心安全課、食品衛生課と、県の職員が合同で施設の立入検査を行います。

⑤ 国、県等からの不審・疑問表示の調査と広告の改善指導(名称変更)

【食品衛生課】 【生活安心安全課】 【生活衛生課】

食品表示法に係る食品表示違反、薬事法に係る無承認無許可医薬品の発見の通報に対して必要に応じて調査を実施し表示や広告などの改善、指導を実施します。

(2) 食品表示モニターを委嘱します

16 食品表示モニターの委嘱

【食の安全対策推進連絡会事務局】

市民と協働して、食品表示の適正化を図ります。公募市民による日常生活での購買行動を通じた食品表示のモニタリングを行い、モニターからの情報・意見を集計し、必要に応じて事業者への調査、改善指導を行います。また、モニターからの疑問・質問に回答し、食品表示の正しい知識を身につけてもらいます。



④特設コーナーを利用して関連図 書の展示による知識の普及



⑤静岡市食の安心・安全意見交換 会の開催



②フレッシュマタニティ教室での 食の安全講座開催



16食品表示モニターの委嘱



Ⅱ-4 食の安心・安全に関する教育、啓発を推進します

- (1) 食品の安心・安全に関する知識の普及に努めます
 - ⑰ 食生活改善推進員による地区活動

【健康づくり推進課】

- 乳幼児から高齢者を対象に地域で食を通じた健康づくりを推進します。
- 地域の特徴にあわせた事業や統一テーマによる取組を実施します。
- 18 こども園の食育研修(名称変更)

【こども園課】

静岡市食育推進計画を基に、こども園と地域とが協働する食育について研究し実践計画作成するグループと各こども園における食育活動を推進するための支援活動等を実践するグループがあり、情報交換等を行ない食育を普及します。

⑨ **関係機関・団体と連携した<u>食育</u>推進** 【健康づくり推進課】 食のネットワークを活用した連携事業により食育を推進します。

20 食育普及啓発事業

【健康づくり推進課】

健全な心身と、豊かな人間性をはぐくみ、生涯にわたり健康を保持するため、<u>食育</u>の 普及啓発をします。

②1 食育応援団登録制度

【健康づくり推進課】

____ 食に関する知識や経験を持つ企業・団体・個人に食育応援団として登録していただき、 市民の食育の取り組みに協力します。

② 食の安全教室の開催

【食の安全対策推進連絡会事務局】

【学校給食課】

【環境保健研究所】

【生活衛生課】

食品衛生課、生活衛生課、学校給食課、環境保健研究所が連携し、市内小中学校において、食中毒、栄養バランス、食品添加物等のテーマで授業を行います。

② **食の安全に関する講座の開催(名称変更)** 食品表示講座等、食の安全に関する講座を開催します。

【生活安心安全課】

- ② **食品添加物や細菌などの検査に関する市民講座の開催** 【環境保健研究所】 静岡市科学館「るくる」等において小中学生を対象とした夏休み講座を開催します。 また、市政出前講座などの市民講座も開催します。
- ② 講習会等による感染症の感染様式、予防方法についての正しい知識の普及 【保健予防課】

ノロウイルスやインフルエンザに関する講習会を社会福祉施設等で行います。

26 食育活動の推進

【教育総務課】

井川少年自然の家の利用団体及び主催事業のプログラムの中で「命をいただく活動」 として、井川地区で養殖されたアマゴをさばいて、串焼きにして食べる活動を行って います。また、主催事業の中で、椎茸の菌打や、山菜の天ぷらを揚げて食べる事業 行っています。

② 野外炊飯活動の推進(名称変更)

【教育総務課】

炊飯活動を行う、小中学校及び主催事業参加者に、「食材料」「薪」「水」を大切に 使って、炊飯を行うエコなクッキングについて指導を行っています。

- ② **食の安心・安全に関する講座の開催(新規)** 【生涯学習推進課】 各生涯学習施設における事業として、食の安心・安全に関する講座を開催します。
- (2) 生産者、食品等事業者、消費者等の交流活動を推進し、生産と消費が身近で 「目に見える地産地消」の推進に努めます
 - ⑨ 地産地消を学ぶ講座の開催

【生涯学習推進課】

各生涯学習施設における事業として、地元食材の活用や地域の食文化について理解を 深める講座等を開催します。

30 地産地消マップの紹介

【農業政策課】

市民(消費者)の地場産農産物の利用促進を図るため、ホームページ上に<u>地産地消</u>マップを掲載し、安心・安全な地場産農産物を購入できる直売所や観光農園等を紹介します。

③ お茶の美味しい入れ方教室の開催

【農業政策課】

小学校における総合的学習の時間を利用し、お茶の入れ方を学ぶことを通じてお茶に 対する味覚を育み、お茶を中心とした食育を図るとともに、本市基幹産物であるお茶 の啓蒙・消費促進を図ります。

③ 農業体験教室の開催

【農業政策課】

市民・親子を対象に農業体験教室を実施し、市の特産物への興味や理解を深め、特産物の消費拡大を図ります。

③ ふるさと農力チャレンジ事業

【農業政策課】

農業者等が新規で行う<u>6次産業化</u>挑戦事業、新農産物開発事業及び朝市開催事業に対して補助金を交付し支援していくことで、農業や地域の活性化を図ります。

③ 用宗漁港まつりへの補助(名称変更)

【水産漁港課】

釜揚げシラス試食・販売、模擬セリ、鮮魚販売・生シラス販売、魚を使用した丼販売、 体験乗船を通して、地元の海産物、漁業、漁法の理解、海から見た風景により「我がま ち」の再確認に役立てます。



③ 由比桜えびまつりへの補助 (名称変更)

【水産漁港課】

桜えび、しらす、その他由比地場産品の即売、桜えびのかき揚げ、桜えびてんぷらそばの販売、イベントステージ、体験乗船などに対し、補助を行います。

③ 清水お魚ふれあい事業への補助 (名称変更) 【水産漁港課】 地びき網漁業体験、しらす船びき網漁業見学に対し、補助を行います。

③ 学校給食における<u>地産地消の推進</u> 学校給食における地場産物の活用推進を図ります。 【学校給食課】



26食育活動の推進



②野外炊飯活動の推進



29地産地消を学ぶ講座の開催



②農業体験教室の開催



④用宗漁港まつりへの補助



③ 由比桜えびまつりへの補助



Ⅱ 食の安全の確保のための施策

Ⅱ-1 生産、調理、製造、加工段階における食の安全確保を強化します

(1) 環境にやさしい農業生産を推進します

③ エコファーマー*の推進

【農業政策課】

環境に配慮した農業生産方式に取り組む農業者を認定します。

40 クリーン農産物産地育成事業

【農業政策課】

農業者団体等が行う、農業が市民の生活や環境に与える影響を軽減するための事業に要する経費に対し助成を行います。

(2) 食品の調理、製造、加工段階における監視指導を行います

41) 学校給食の食材の安全確保

【学校給食課】

安全な学校給食の実施に資するため、各施設で使用食材及び調理済み食品の定期検査を 実施します。

④ 市内で調理、製造、加工した食品の製造業者等の監視指導の実施(名称変更) 【食品衛生課】

各食品や施設のリスクをもとに年度ごと設定された<u>監視指導計画</u>に基づき、市内で食品を取り扱っている施設への立ち入り検査を行います。

43 大規模食鳥処理場での検査

【食品衛生課】

大規模<u>食</u>鳥処理場で、鶏肉の検査をします。また、鳥インフルエンザ防疫訓練も合わせて実施します。

44 こども園の給食室巡回、指導(名称変更)

【こども園課】

給食室内の衛生管理、事務等の支援を行ないます。

45 イベント等の指導(新規)

【食品衛生課】

市内行われるイベントについて、開催者に対し提供食品の事前相談、説明会、監視指導を必要に応じて行います。



(3) 食品の検査を行います

46 市内で生産、調理、製造、加工した食品の収去検査の実施(名称変更)

【食品衛生課】

各食品のリスクをもとに年度ごと設定された計画に基づき、市内で生産、調理、製造、 加工している食品を事業者に提供してもらい、細菌あるいは理化学検査を実施します。

(4) 食中毒の未然防止の周知・啓発を行います

④ こども園、保育園給食衛生研修会の開催(名称変更) 【こども園課】 私公立こども園、保育園の給食業務担当者を対象に衛生に関する研修を行います。

48 学校給食衛生研修会の開催

学校給食における食中毒の防止、衛生管理の徹底、調理従事者の衛生意識の向上を目的 に、各施設の衛生責任者を対象とした研修会及び給食従事者を対象とした研修会を開催 します。

49 食品等事業者に対する衛生講習会の開催

【食品衛生課】

食品等事業者の希望に応じて、食中毒予防、衛生管理などの講習をします。

(5) 自主衛生管理を進めます

^⑤ HACCP (危害分析重要管理点) 希望者及び取得者からの相談と助言(名称変更) 【食品衛生課】

HACCPを取り入れて食品を製造しようとしている、あるいは既にHACCPを取り入れ て食品を製造している事業者への助言を実施します。

(51) 食品衛生協会及び各食品衛生組合加盟事業者との連携 【食品衛生課】 食品衛生協会及び各食品衛生組合加盟事業者との連携し、静岡市食品衛生推進員を委嘱 し、自主衛生管理の推進を行います。



40クリーン農産物産地育成事業



④大規模食鳥処理場での検査



Ⅱ-2 流通、販売段階における食の安全確保を強化します

- (1) 食品の流通、販売段階における監視指導を行います
 - ② デパート、スーパーマーケット、流通センター等食品販売施設の監視指導の 実施(名称変更) 【食品衛生課】

<u>監視指導計画</u>に基づき大型店、スーパー、流通センターなど食品販売施設の監視指導を 行います。

(2) 食品の検査を行います

③ 輸入食品や広域流通食品等の収去・買い上げ検査の実施(名称変更)

【食品衛生課】

主に中央卸売市場において、輸入食品や広域流通食品を事業者に提供してもらい、または買い上げ、細菌あるいは理化学検査を実施します。<u>残留農薬</u>の検査や容器包装に有害物質が含まれていないかどうかの検査も行います。

(4) 食品の放射性物質検査の実施(名称変更)

【食品衛生課】

市内に流通する食品を事業者に提供してもらい、食品など放射性物質について、設定された基準値に基づき検査を実施します。また、他都市の検査の結果に基づいて発せられた「出荷制限・採取制限」などの情報を念頭に、市場などの食品など出入荷状況の把握に努めます。

55 いわゆる健康食品の買上げ検査の実施

【生活衛生課】

健康食品を買上げし、医薬品成分等が含まれていないか検査を依頼し確認します。

- (3) 中央卸売市場における食品の安全管理を進めます
 - ⑤ 卸売市場品質管理高度化マニュアルの推進

【中央卸売市場】

- ・品質管理実施状況を確認します。
- ・品質管理高度化を推進するため必要な施設を改修します。
- 品質管理高度化の推進に伴う衛生措置に関する講習会を実施します。





Ⅱ-3 調査・検査技術の充実を図ります

- (1) 食品の安全性確保対策の基礎となる調査、検査技術の充実を図ります
 - ⑤ 食品衛生検査施設の業務管理要領 (GLP) に則った検査の実施 【環境保健研究所】規格基準が定められている食品及び添加物等の検査を実施します。
 - ® **適切な項目の検討や食の安全を確認する調査の実施** 適切な項目の検討や食の安全を確認する調査を実施します。

【環境保健研究所】



©デパート・スーパーマーケット、流通センター等食品販売施設の監視指導の実施





⑦食品衛生検査施設の業務管理要領 (GLP) に則った検査の実施





Ⅱ-4 危機管理体制を充実させます

- (1) 危機が発生した場合の被害拡大防止及び再発防止に努めます
 - ⑨ 飲食に起因する新たな危害が発生した場合、詳細で正確なデータの提供 【環境保健研究所】 食中毒調査が発生した際の保健所からの依頼に基づく試験検査及び結果を報告します。

 - ① 市民からの食品衛生に関する苦情・相談の対応 【食品衛生課】 窓口、電話、電子メールによる食品の苦情・相談について対応します。



8 静岡市食の安心・安全 アクションプラン 平成 27 年度 ~平成 29 年度 目標値

I 食の安心・安全の提供のための施策

Ⅱ-1 食の安心・安全に関する情報の提供、公開を推進します

(1) 生産・流通から消費に至る食の安心・安全に関する情報の収集に努め、提供、公開を推進します

| 事業 No. | 事業名 | 目 標 値 (H26 年度) | 平 成27年度 | 平 成28年度 | 平 成29年度 | 担当部署 |
|-----------|--|--------------------------------------|---------|---------|---------|---|
| 1 | 市内の食品衛生法違反措置状況 について報道関係者への情報提 供やホームページへの掲載 | 事件発生時、情報の更新 を3日以内に行う | | 継続 | | 食品衛生課 |
| 2 | 事業者、消費者に対し食品や飲 食危害に関する情報を提供 | 事件発生時、速やかに行う | | 継続 | | 食品衛生課 |
| 3 | 食品表示に関するパンフレット の配布等、情報の提供(名称変更) | モニター研修等を通して 市食品表示に関するパン フレット配布 | | 継続 | | 生活安心安全課 |
| 4 | 特集コーナーを利用しての関連 図書の展示による知識の普及 | 12 🗆 | | 継続 | | 中央図書館 |
| 5 | 図書館における「食の安全」に 関する資料の収集・提供 | 300 冊 | | 継続 | | 中央図書館 |
| 6 | 食の安心・安全ホームページ「た べしずねっと」の運営(名称変更) | 事件発生時、情報の更新 を3日以内に行う | | 継続 | | 食の安全対策推進連 絡会事務局 健康づくり推進課 農業政策課 |





I-2 食の安心・安全に関する意見交換を推進します

(1) 消費者・生産者・事業者の意見を施策に反映させるよう努めます

| 事業 No. | 事業名 | 目 標 値 (H26年度) | 平 成 27年度 | 平 成28年度 | 平 成29年度 | 担当部署 |
|-----------|--|--|-------------|---------|---------|--------------------|
| 7 | 消費者グループや消費生活・計量 モニターによる意見交換会の実施 (名称変更) | 年1回 | | 継続 | | 生活安心安全課 |
| 8 | 監視指導計画(案)の公表及び 意見の募集 | 次年度監視指導計画(案) 作成時にパブリックコメ ントを募集する | | 継続 | | 食品衛生課 |
| 9 | 静岡市食の安心・安全意見交換 会の開催(名称変更) | 2 🗆 | 1 🗇 | 1 🛭 | 2 💷 | 食の安全対策推進連 絡会事務局 |

(2) リスクコミュニケーションを開催し、食の安心・安全について意見交換を進めます

| 事業 No. | 事業名 | 目 標 値 (H26 年度) | 平 成27年度 | 平 成28年度 | 平 成29年度 | 担当部署 |
|-----------|-----------------------------|--------------------------------|---------|---------|---------|-------------------------------|
| 10 | 生涯学習施設でのリスクコミュ ニケーションの開催 | 申込みに応じる実施率 90%以上 | | 継続 | | 食の安全対策推進連 絡会事務局 生涯学習推進課 |
| | | | | | | 生活衛生課 |
| 11 | 市政出前講座「食べてもだいじょ うぶ?」の開催 | 申込みに応じる実施率 90%以上 | | 継続 | | 食の安全対策推進連 絡会事務局 |
| 12 | フレッシュマタニティ教室での 食の安全講座開催 | 開催予定に対する実施率 90%以上(H26年度27回) | | 継続 | | 食の安全対策推進連 絡会事務局 健康支援課 |

Ⅱ-3 食品表示の適正化を推進します

(1) 食品表示の監視指導を実施します

| 事業 No. | 事業名 | 目 標 値 (H26年度) | 平 成 27年度 | 平 成28年度 | 平 成 29 年度 | 担 当 部 署 |
|-----------|--|--|---|---------|--------------|---------------------------|
| 13 | 食品販売店、製造業者へ立ち入 り時の表示検査(名称変更) | 随時実施 | *************************************** | 継続 | | 食品衛生課 |
| 14 | 静岡県、静岡市生活安心安全課 等と食品表示の合同調査の実施 (名称変更) | 静岡県合同監視指導実施 計画による立ち入り検査 実施率 90%以上(H26 年 度 27 件) | | 継続 | | 食品衛生課生活安心安全課 |
| 15 | 国、県等からの不審・疑問表示の調査と広告の改善指導(名称変更) | 違反、通達、発見件数の 100%処理 | | 継続 | | 食品衛生課 生活安心安全課 生活衛生課 |

(2) 食品表示モニターを委嘱します

| 事業 No. | 事業名 | 目 標 値 (H26年度) | 平 成 27年度 | 平 成28年度 | 平 成 29年度 | 担当部署 |
|-----------|-------------|------------------|-------------|---------|-------------|--------------------|
| 16 | 食品表示モニターの委嘱 | 30 人委嘱 | | 継続 | ·····• | 食の安全対策推進連 絡会事務局 |



Ⅰ-4 食の安心・安全に関する教育、啓発を推進します

(1) 食品の安心・安全に関する知識の普及に努めます

| 事業 No. | 事業名 | 目 標 値 (H26 年度) | 平 成27年度 | 平 成28年度 | 平 成29年度 | 担 当 部 署 |
|-----------|---------------------------------------|--|---------|---------|---------|---|
| 17 | 食生活改善推進員による地区活動 | 生活習慣病予防事業、母 と子の健康・貧血予防事 業、高齢者の健康食生活 事業の実施 | | 継続 | | 健康づくり推進課 |
| 18 | こども園の食育研修(名称変更) | 5 🗆 | | 継続 | | こども園課 |
| 19 | 関係機関・団体と連携した食育 推進 | 食育月間普及啓発 | | 継続 | | 健康づくり推進課 |
| 20 | 食育普及啓発事業 | 食生活改善普及運動 食育の日の普及啓発 | | 継続 | | 健康づくり推進課 |
| 21 | 食育応援団登録制度 | 食育応援団の登録数、利 用数の増加 | | 継続 | | 健康づくり推進課 |
| 22 | 食の安全教室の開催 | 申込みに応じる実施率 90%以上 (H26年度58校) | | 継続 | | 食の安全対策推進連 絡会事務局 学校給食課 環境保健研究所 生活衛生課 |
| 23 | 食の安全に関する講座の開催(名 称変更) | 年2回 | | 継続 | | 生活安心安全課 |
| 24 | 食品添加物や細菌などの検査に 関する市民講座の開催 | 講座内容のさらなる充実 を目指す | | 継続 | | 環境保健研究所 |
| 25 | 講習会等による感染症の感染様式、予防方法についての正しい 知識の普及 | 申込みに応じて開催 | | 継続 | | 保健予防課 |
| 26 | 食育活動の推進 | あまごの串焼きづくり、 椎茸の菌打ち体験、山菜 の天ぷら教室、トウモロ コシのもぎ取り体験、在 来野菜の調理教室 | | 継続 | | 教育総務課 |
| 27 | 野外炊飯活動の推進(名称変更) | 小中学校及び主催事業、 オープンデーのプログラ ム | | 継続 | | 教育総務課 |
| 28 | 食の安心・安全に関する講座の 開催(新規) | 37 施設中 10 施設で開催 | | 継続 | | 生涯学習推進課 |

(2) 生産者、食品等事業者、消費者等の交流活動を推進し、生産と消費が身近で「目に見える地産地消」の推進に努めます

| 事業 No. | 事業名 | 目 標 値 (H26 年度) | 平 成27年度 | 平 成28年度 | 平 成29年度 | 担当部署 |
|-----------|--------------------------|--|---|---------|---------|---------|
| 29 | 地産地消を学ぶ講座の開催 | 37 施設中 25 施設で開催 | 27 +12 | 継続 | 20 +12 | 生涯学習推進課 |
| 30 | 地産地消マップの紹介 | 年4回以上(随時更新) | *************************************** | 継続 | | 農業政策課 |
| 31 | お茶の美味しい入れ方教室の 開催 | 86 校 | | 継続 | | 農業政策課 |
| 32 | 農業体験教室の開催 | 3回(旬の食材を題材と した教室の開催) | | 継続 | | 農業政策課 |
| 33 | ふるさと農力チャレンジ事業 | 新規取組みに対する支援 5件 | *************************************** | 継続 | | 農業政策課 |
| 34 | 用宗漁港まつりへの補助 (名称変更) | 1 🗆 | | 継続 | | 水産漁港課 |
| 35 | 由比桜えびまつりへの補助 (名称変更) | 1 🗆 | | 継続 | | 水産漁港課 |
| 36 | 清水お魚ふれあい事業への補助 (名称変更) | 2回 (地引網漁体験シラス漁の見学) | | 継続 | | 水産漁港課 |
| 37 | 産業フェア(水産ゾーン)の 展示 | 1 🗆 | | 継続 | | 水産漁港課 |
| 38 | 学校給食における地産地消の 推進 | 毎月1回以上「ふるさと 給食の日」を実施 年2回活用率調査を実施 | | 継続 | | 学校給食課 |





Ⅱ 食の安全の確保のための施策

Ⅱ-1 生産、調理、製造、加工段階における食の安全確保を強化します

(1) 環境にやさしい農業生産を推進します

| 事業 No. | 事業名 | 目 標 値 (H26年度) | 平 成27年度 | 平 成28年度 | 平 成 29 年度 | 担当部署 |
|-----------|---------------|------------------|---------|---------|--------------|-------|
| 39 | エコファーマーの推進 | 310 人 | | 継続 | | 農業政策課 |
| 40 | クリーン農産物産地育成事業 | 7 団体 | | 継続 | | 農業政策課 |

(2) 食品の調理、製造、加工段階における監視指導を行います

| 事業 No. | 事業名 | 目 標 値 (H26年度) | 平 成 27年度 | 平 成28年度 | 平 成29年度 | 担当部署 |
|-----------|-------------------------------------|---|-------------|---------|---------|-------|
| 41 | 学校給食の食材の安全確保 | ①各施設 10 検体程度実施 ②市街地 4 センター:計 39 回実施予定 | | 継続 | | 学校給食課 |
| 42 | 市内で調理、製造、加工した食品の製造業者等の監視指導の実施(名称変更) | 監視指導計画に対する実施率 90%以上 (「デパート、スーパーマーケット、流通センター等食品販売施設の監視指導の実施」と併せて平成 26年度監視指導計画 18500件) | | 継続 | | 食品衛生課 |
| 43 | 大規模食鳥処理場での検査 | 監視指導計画に対する実施率 90%以上 (H26 年度監視指導計画件500回 110万羽) | | 継続 | | 食品衛生課 |
| 44 | こども園の給食室巡回、指導(名 称変更) | 170 回 | | 継続 | | こども園課 |
| 45 | イベント等の指導(新規) | 開催者からの相談に対す る実施率 100% | | 継続 | | 食品衛生課 |

(3) 食品の検査を行います

| 事業 No. | 事業名 | 目 標 値 (H26年度) | 平 成 27年度 | 平 成 28年度 | 平 成 29 年度 | 担 当 部 署 |
|-----------|----------------------------------|---|-------------|-------------|--------------|---------|
| 46 | 市内で生産、調理、製造、加工した食品の収去検査の実施(名称変更) | 監視指導計画に対する実施率90%以上 (「輸入食品や広域流通食品等の収去・買い上げ検査の実施」と併せ平成26年度監視指導計画739検体) | | 継続 | | 食品衛生課 |

(4) 食中毒の未然防止の周知・啓発を行います

| 事業 No. | 事業名 | 目 標 値 (H26年度) | 平 成 27年度 | 平 成 28年度 | 平 成 29 年度 | 担当部署 |
|-----------|------------------------------|---------------------|-------------|-------------|--------------|-------|
| 47 | こども園、保育園給食衛生研修 会の開催(名称変更) | 13 🗆 | | 継続 | | こども園課 |
| 48 | 学校給食衛生研修会の開催 | 年2回実施(4月、7月) | | 継続 | | 学校給食課 |
| 49 | 食品等事業者に対する衛生講習 会の開催 | 申込みに応じる実施率 90%以上 | | 継続 | | 食品衛生課 |

(5) 自主衛生管理を進めます

| 事業 No. | 事 業 名 | 目 標 値 (H26年度) | 平 成 27年度 | 平 成28年度 | 平 成 29 年度 | 担当部署 |
|-----------|--|----------------------------|-------------|---------|--------------|-------|
| 50 | HACCP (危害分析重要管理点) 希望者及び取得者からの相談と 助言 (名称変更) | 相談に応じる対応 100% (H26年度7回) | | 継続 | > | 食品衛生課 |
| 51 | 食品衛生協会及び各食品衛生組 合加盟事業者との連携 | 110 人委嘱 | | 継続 | | 食品衛生課 |

Ⅱ-2 流通、販売段階における食の安全確保を強化します

(1) 食品の流通、販売段階における監視指導を行います

| 事業 No. | 事業名 | 目 標 値 (H26年度) | 平 成 27年度 | 平 成 28 年度 | 平 成 29 年度 | 担 当 部 署 |
|-----------|--|---|-------------|--------------|--------------|---------|
| 52 | デパート、スーパーマーケット、 流通センター等食品販売施設の 監視指導の実施(名称変更) | 監視指導計画に対する実施率90%以上 (「市内で調理、製造、加工した食品の製造業者等の監視指導の実施」と併せて平成26年度監視指導計画18500件) | | 継続 | - | 食品衛生課 |

(2) 食品の検査を行います

| 事業 No. | 事業名 | 目 標 値 (H26年度) | 平 成 27年度 | 平 成 28 年度 | 平 成 29 年度 | 担 当 部 署 |
|-----------|---|--|-------------|--------------|--------------|---------|
| 53 | 輸入食品や広域流通食品等の収 去・買い上げ検査の実施(名称 変更) | 監視指導計画に対する実施率90%以上 (「市内で生産、調理、製造、加工した食品の収去検査の実施」と併せ平成26年度監視指導計画739検体) | | 継続 | > | 食品衛生課 |
| 54 | 食品の放射性物質検査の実施 (名 称変更) | 監視指導計画に対する実施率 90%以上 (H26 年度監視指導計画120検体) | | 継続 | | 食品衛生課 |
| 55 | いわゆる健康食品の買上げ検査 の実施 | 10 検体 | | 継続 | | 生活衛生課 |

(3) 中央卸売市場における食品の安全管理を進めます

| 事業 No. | 事 業 名 | 目 標 値 (H26年度) | 平 成 27年度 | 平 成 28 年度 | 平 成 29 年度 | 担 当 部 署 |
|-----------|-------------------------|-----------------------------------|-------------|--------------|--------------|---------|
| 56 | 卸売市場品質管理高度化マニュ アルの推進 | 各団体においてマニュア ルに沿った品質管理を実 施する | | 継続 | | 中央卸売市場 |

Ⅱ-3調査・検査技術の充実を図ります

(1) 食品の安全性確保対策の基礎となる調査、検査技術の充実を図ります

| 事業 No. | 事業名 | 目 標 値 (H26年度) | 平 成 27年度 | 平 成28年度 | 平 成 29 年度 | 担 当 部 署 |
|-----------|-------------------------------|----------------------|-------------|---------|--------------|---------|
| 57 | 食品衛生検査施設の業務管理要領(GLP)に則った検査の実施 | 収去計画に基づいた検査 の完全実施 | | 継続 | | 環境保健研究所 |
| 58 | 適切な項目の検討や食の安全を 確認する調査の実施 | 新たな妥当性評価の実施 | | 継続 | | 環境保健研究所 |

Ⅱ-4 危機管理体制を充実させます

(1) 危機が発生した場合の被害拡大防止及び再発防止に努めます

| , - , | | | | | | |
|-----------|--|---|-------------|-------------|--------------|---------|
| 事業 No. | 事業名 | 目 標 値 (H26年度) | 平 成 27年度 | 平 成 28年度 | 平 成 29 年度 | 担当部署 |
| 59 | 飲食に起因する新たな危害が発 生した場合、詳細で正確なデー タの提供 | 食中毒疑い等による検査 を迅速に実施し、詳細で 正確な成績書を提供 | | 継続 | | 環境保健研究所 |
| 60 | 食品に関する感染症発生時の拡 大防止 | 事案発生時に速やかに対 応 | | 継続 | | 保健予防課 |
| 61 | 市民からの食品衛生に関する苦 情・相談の対応 | 苦情・相談に対する対応 100% | | 継続 | | 食品衛生課 |



参考 1

平成26年度 静岡市食の安全·安心 意見交換会の開催について

1 設置理由

「食品安全基本法」第13条(情報及び意見交換の促進)には、「食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じなければならない。」とされており、意見の交換には、生産から消費までの食品供給行程の各段階に従事する人たちと消費者の参加が欠かせない。

このため、静岡市食の安全対策推進のための意見交換会を次のとおり開催することとし、 食の安全・安心アクションプラン(行動計画)の進行管理に資するとともに、消費者、生産者、 食品関連事業者、学識経験者の意見交換と相互理解を図るものとする。

2 所掌事務

- (1) 生産から消費にいたる過程の食の安全の確保・安心の提供に関すること。
- (2) 食の安全の確保・安心の提供に係る消費者、生産者、食品営業者等の相互の理解と協力 に関すること。
- (3) 静岡市食の安全対策推進事業の基本方針及び静岡市食の安全・安心アクションプラン(行動計画) に対する意見の聴取に関すること。

3 委員数、委嘱等

- (1) 意見交換会の委員数は、12人以内とする。
- (2) 委嘱の期間は、平成26年度末までとする。ただし、委嘱期間中に人事異動等があった場合は、新たに選任することとする。

4 開催の方法

- (1) 保健福祉子ども局保健衛生部長が、1年間に2回以内で招集する。
- (2) 委員の中から座長を定め、会を進行する。ただし、出席による会議以外の形式で意見交換会を実施する場合は、進行方法については別途定めることとする。
- (3) 会議は公開とする。また、傍聴人にも意見交換に参加してもらう形としたい。
- (4) 実施内容

静岡市食の安全対策推進事業の基本方針及び静岡市食の安全・安心アクションプラン (行動計画)の進行管理について、意見を述べる。





平成26年度静岡市食の安全・安心意見交換会委員名簿

☆ 新規委嘱者

| No. | 名前(敬称略) | 所属及び役職 |
|-----|--------------------|-----------------------------|
| 1 | ☆鶴留 博子 | しずおか市消費者協会副会長 |
| 2 | ワタナベ ソョウコ 渡邉 良子 | 静岡市食生活改善推進協議会会長 |
| 3 | スワベ ヒデトシ 諏訪部 英敏 | 生活協同組合ユーコープ しずおか県本部 |
| 4 | 赤堀三代治 | JA静岡経済連非常勤コンサルタント ARMS代表 |
| 5 | 大塚 晶美 | 静岡県農山漁村ときめき女性 |
| 6 | 海野雅人 | 静岡市水産物商業協同組合 |
| 7 | アカザワ トシジ 深沢 利司 | 株式会社ヤヨイサンフーズ 清水工場品質管理課長 |
| 8 | 市川陽子 | 静岡県立大学 食品栄養科学部 准教授 |
| 9 | 三輪 憲永 | 東海大学短期大学部 食物栄養学科 教授 |
| 10 | ☆石井 祐子 | 株式会社静岡新聞社 編集局 経済部 記者 |

用語の解説

【あ】

◆ エコファーマー: 化学肥料の低減等環境に配慮した農業に取り組む計画を作成し、 都道府県知事(静岡市においては市長)の認定を受けた農業者の愛称。

【か】

- ◆ 買い上げ検査(かいあげけんさ):市が食品を購入し、試験検査すること。
- ◆ 監視指導計画(かんししどうけいかく):国が定めた「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に基づき、食品衛生法を所管する各自治体が策定した、食品を扱う施設の監視や食品の検査を行うための計画。
- ◆ 規格基準(きかくきじゅん):食品衛生法に基づき、食品、食品添加物、器具及び容器包装等について、成分規格や製造、加工、調理及び保存に関する国が定めた基準。
- ◆ クリーン農産物(産地)(クリーンのうさんぶつ(さんち)): 化学農薬の使用を従来より抑える等、周辺の環境に配慮した技術等を、地域及び生産組織が導入することにより栽培された農産物(産地)。
- ◆ 健康食品(けんこうしょくひん):健康食品と呼ばれるものについては、法律上の 定義はなく、広く健康の保持増進に資する食品(医薬品を除く)として販売、 利用されるもの全般である。そのうち国の制度としては、国が定めた安全性や 有効性に関する基準等を満たした「保健機能食品制度」がある。

【さ】

- ◆ 残留農薬(ざんりゅうのうやく):農産物に散布された農薬のうち、農作物や農作物を飼料とする家畜の肉に残留した農薬のこと。
- ◆ GLP (ジーエルピー) (Good Laboratory Practice) (衛生検査施設の業務管理要領): 試験、検査施設において、検査が正確で適切に行われたことを保証するために、試薬、機器や試験方法等業務全体を十分に管理する基準を定めたもの。
- ◆ 静岡市食育推進計画(しずおかししょくいくすいしんけいかく):食育基本法に基づき、静岡市の食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。「食を通じて家庭や地域で人と人とが支え合い、生涯にわたり健康で心豊かな人があふれるまち」を基本理念とし生涯食育社会の実現を目指している。
- ◆ 静岡市食品衛生推進員(しずおかししょくひんえいせいすいしんいん):静岡市の施策に協力し自主的な衛生管理を進めるため、地域の食品等事業者や食品衛生指導員に対し施設の衛生管理の方法、その他食品衛生に関する事項について助言・指導を行う者のこと。法的な裏付けがある(食品衛生法第61条)制度で、食品衛生指導員等の民間人から選ばれ、静岡市長より委嘱される。
- ◆ 収去検査(しゅうきょけんさ):食品関係営業施設から必要最少量の食品等を無償で提供してもらい、試験検査すること。
- ◆ 消費生活・計量モニター(しょうひせいかつけいりょうモニター):消費生活の安定と向上、計量思想の普及啓発及び地域に貢献する消費者リーダーの育成等を目的として、市が市民に委嘱している。生鮮食品及び生活関連物資の価格、需要動向の調査と重さの表示のある商品の計量を行い、結果を報告するとともに、消費生活についての意見、要望、質問、苦情等を提出することを職務としている。

- ◆ **食育(しょくいく)**:(食育基本法)生きる基本であって、「知育」「徳育」「体躯」の基本となるべきもの。さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
- ◆ **食生活改善推進員(しょくせいかつかいぜんすいしんいん)**:「私たちの健康は私 たちの手で」をスローガンに、市民の健康づくりをテーマに各地区で活動して いるボランティア組織。市主催の「養成講座」の終了証書を習得することが必要。
- ◆ 食鳥処理場(しょくちょうしょりじょう):食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に 関する法律に基づき、食用に供する目的で処理される食鳥について、疾病や異常の有無等を検査する施設のこと。
- ◆ **食品衛生協会(しょくひんえいせいきょうかい)**: 全国的規模で、食品の製造、販売等に係わる事業者による自主的な食品衛生管理及び食品衛生技術の充実や向上等を目的に、昭和23年に設立された団体。
- ◆ 食品衛生法(しょくひんえいせいほう):飲食を原因とする危害の発生を防止するとともに、国民の健康保護を図ることを目的とした法律。この目的を達成するため食品や食品添加物等について規格や基準を設けて安全確保のための規制をしている。また、違反食品や食中毒発生時には、被害の拡大防止等のため、違反品の回収、廃棄や営業施設の禁止・停止等の行政処分が行えるよう規定されている。

【た】

◆ 地産地消(ちさんちしょう):「地元で生産された農水産物を地元で消費する」という意味で用いられる。また国の基本計画では、地域で生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて農業者と消費者を結びつける取組である。

(は)

◆ HACCP (ハサップ) (Hazard Analysis and Critical Control Point) (危害分析 重要管理点):食品を製造する際に、工程上の危害を起こす要因を分析し (Hazard Analysis)、この分析結果に基づいて特に重要な管理を行う必要がある工程を 重要管理点 (Critical Control Point) と定め、これが遵守されているかどうか を連続的に管理して安全を確保する管理手法。

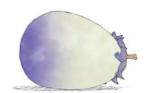
[6]

- ◆ リスクコミュニケーション: リスクについて、消費者、生産者等様々な立場の人が、 情報や意見を相互に交換し対話を図ろうとするもの。 リスクコミュニケーションを行うことで、検討するリスクの特性や影響に関する知識を深め、リスク管理やリスク評価を有効に機能させることができる。
- ◆ 6次産業化(ろくじさんぎょうか):農業者が生産(1次産業)にとどまらず、加工(2次産業)や販売(3次産業)まで一体的に取り組むことで、付加価値の向上や新たな市場の創出を図ること。

食の安心・安全に関する問い合わせ 先一覧

| 問い合わせ内容 | 担当課 |
|--|--|
| 食品が原因と思われる体調不良があったとき 食品や飲食店、販売店の衛生に関する苦情・ご相談 食品の安全性、食品表示、検査に関するお問い合わせ 食の安全教室、食の安心・安全講座(リスクコミュニケーション)に関するお問い合わせ 食生活、栄養に関するご相談、ご質問 | 保健所食品衛生課電 話 054-249-3161電子メール shokuhin@city.shizuoka.lg.jp |
| ● 健康食品の表示等についてのお問い合わせ | 保健所食品衛生課電話 054-249-3161電子メール shokuhin@city.shizuoka.lg.jp保健所生活衛生課電話 054-249-3158電子メール seikatsueisei@city.shizuoka.lg.jp |
| フレッシュマタニティー教室、離乳食教室に ついてのお問い合わせ | 葵健康支援課電話 054-249-3196電子メール aoi-kenkoushien@city.shizuoka.lg.jp 駿河健康支援課電話 054-285-8377電子メール srg-kenkoushien@city.shizuoka.lg.jp 清水健康支援課電話 054-348-7981電子メール smz-kenkoushien@city.shizuoka.lg.jp |
| 食育推進計画についてのご相談、ご質問食生活、栄養に関するご相談、ご質問 | 健康づくり推進課 電 話 054-221-1571 電子メール kenkousuishin@city.shizuoka.lg.jp |
| ● 食品の販売方法、広告、価格等についての お問い合わせ | 生活安心安全課電 話 054-221-1056 電子メール shouhiseikatsu@city.shizuoka.lg.jp |

| 問い合わせ内容 | 担当課 |
|--|---|
| 農薬に関するご相談農業体験教室についてのお問い合わせ環境にやさしい農業生産についてのお問い合わせ | 農業政策課 電 話 054-354-2091 電子メール nougyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp |
| 用宗漁港まつり、由比桜えびまつりについて のお問い合わせ | 水産漁港課 電 話 054-354-2184 電子メール suisan@city.shizuoka.lg.jp |
| ● 市場見学についてのお問い合わせ | 中央卸売市場 電 話 054-263-3403 電子メール shijou@city.shizuoka.lg.jp |
| ● 学校給食についてのお問い合わせ | 学校給食課電 話 054-354-2552 電子メール kyuushoku@city.shizuoka.lg.jp |
| こども園、保育園給食についてのお問い合わせ | こども園課 電 話 054-221-1191 電子メール hoiku@city.shizuoka.lg.jp |
| どこに聞いたらよいかわからない場合 | 静岡市コールセンター 電 話 054-200-4894 電子メール info@call.city.shizuoka.lg.jp |



「たべしずねっと」にアクセス!



静岡市食の安心・安全ホームページ「たべしずねっと」は、「食べものについてもっと知りたい」「安心・安全な食生活を送りたい」という市民の皆さんの要望に応えるために作りました。

食べものの安心・安全情報を発信して、みなさんの健康的で安心できる食生活のお手伝いをします。

- ◆ こんなときは「たべしずねっと」にアクセス!
 - ◆ 食品ラベルの表示ってどうなってるの?
 - ◆ 地元の食材を使っておいしいものを作りたい!
 - ◆ 食品添加物や食中毒が心配!これって食べてもだいじょうぶ?

そのほか、イベント情報や食品のニュース、クイズコーナーなど、食についてのコンテンツがいっぱい!

◆ 「やさいのようせい」がおでむかえ!

静岡市出身のアーティスト、天野喜孝さん原作のアニメーション作品「やさいのようせい」のキャラクターがサイトを彩ります。



©2007-2010 天野喜孝/DML・[N.Y.SALAD] バートナーズ

◆ アクセス方法

静岡市ホームページ (http://www.city.shizuoka.jp) のトップページ「くらし」のカテゴリ内「食の安全・安心」からジャンプまたは、検索サイトに「たべしず」と入力してください。 携帯電話、スマートフォンからもアクセスできます。※ 右のQR コードでもアクセスできます。



 $QR \supset - F$